

よくあるQ&A

Q 報告した内容はどのように公表されるの？

横浜市が市域の大規模排出事業者に対し、低炭素電気利用の普及啓発チラシとともに全事業者の結果を紹介します。
また、横浜市ホームページでも公表します。

横浜市 低炭素電気 検索



Q 市内への供給をやめたときはどうすればいいの？

制度の対象外になります。非該当届を提出してください。

Q 報告内容を修正したいとき、どうすればいいの？

報告書の提出後に、計算誤りなど内容に誤りがあることに気付いた場合、内容を訂正することができます。下記問合せ先までお問い合わせください。

Q 期限内に報告を忘れてしまったときはどうすればいいの？

一度ご連絡の上、できるだけ速やかに報告してください。

提出についての相談

下記問合せ先までお問い合わせください。
面談による相談をご希望の場合は、事前にメールもしくは電話でご連絡をお願いします。

【問合せ先】
横浜市脱炭素・GREEN×EXPO推進局脱炭素計画推進課（計画書制度担当）
〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10(30階)
TEL：045-671-4224 FAX：045-663-5110
E-mail：da-teitanso@city.yokohama.lg.jp

ウェブサイト



最寄駅からの所要時間
みなとみらい線馬車道駅直結／JR桜木町駅徒歩3分／横浜市営地下鉄桜木町駅徒歩3分



低炭素電気普及促進計画書の提出が必要です

横浜市域に電気を供給している事業者のみなさまが対象です



●制度の対象となる事業者は、**低炭素電気普及促進計画書兼報告書を横浜市に提出することが条例で義務付けられています。**

●市は提出をしない事業者に必要な措置をとるよう勧告することができます。

●勧告を受けた者が、正当な理由なく当該勧告に従わなかったときは、市はその旨を公表することができます。

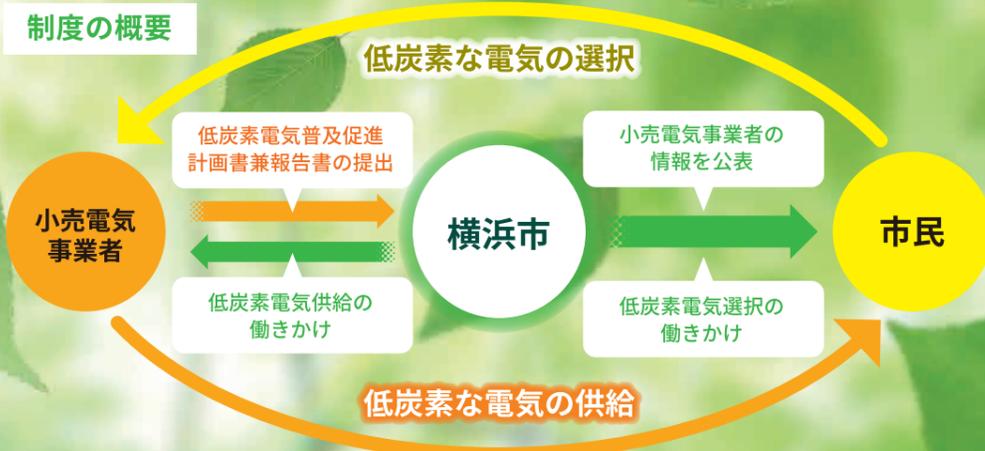
制度の対象となる事業者



昨年の8月1日から今年の7月31日の期間中に横浜市域に電気の契約がある事業者

低炭素電気普及促進計画書制度を知っていますか

この制度は、横浜市域に電気を供給している小売電気事業者に、低炭素電気普及促進計画の提出及び実施の状況の報告を義務付け、横浜市がその内容を公表するものです。本制度の運用により、市域に供給される電気の低炭素化と、より多くの市民、事業者が低炭素な電気を選択していくことを目指しています。



提出期限：毎年8月末

横浜市に提出するまでの流れ

1 横浜市電子申請・届出システムホームページ「低炭素電気普及促進計画書兼報告書の提出」ページの右上の **ログイン** ボタンをクリック ID、パスワードを入力してログインしてください



横浜市電子申請・届出システムTOPページ



横浜市電子申請・届出システム 検索



ログインIDを持っていない場合、新規登録が必要となります



低炭素電気普及促進計画書兼報告書の提出

2 申請内容を入力してください

【入力に必要なとなるデータ】
排出係数の値(基礎排出係数・調整後排出係数)、
調達電力量(横浜市域へ供給した分・全国へ供給した分)などをお手元にご用意ください



詳しくは作成マニュアルを参照してください

主な申請内容

- 特定電気供給事業者の概要
- 低炭素電気の普及の促進のための基本方針・推進体制
- 電源構成の公開状況
- 電気需要者への低炭素電気の普及の促進に係る措置
- 排出係数及び排出係数の抑制計画
- 電気の供給に伴い排出される二酸化炭素の量
- 再エネ・未利用エネ等を含む電気の調達実績
- 調整後二酸化炭素排出量の算定に用いた国内認証排出削減量等
- その他の低炭素電気の普及の促進に係る措置



申請内容の入力

申請は一問一答形式です
作成中のデータを一時保存し、後で申請することも可能です
作業の再開はマイページから行ってください

3 申請内容を確認後、提出してください
提出した内容はPDF形式でダウンロード可能です